

「札幌市移住促進地域おこし協力隊募集選考・伴走支援等業務」に対する質問及び回答

	質問	回答
1	地域おこし協力隊推進要綱としては、おおむね1年以上3年以下の期間が任期ですが、他市町村の例をみますと、最大3年間の任期で従事する隊員が多いかと思えます。札幌市として、本事業年度以後の隊員の動向について、お考えの目論みなどございましたらご教授ください。	本事業年度以後については、隊員の方の活動状況等を踏まえ、1年を超えない範囲内で、通算して3年を限度として隊員の方の任期を更新することを考えております。
2	「独立に向けた各種申請などのサポートを行うこと」とございますが、これは本事業の契約期間後、「独立=起業」を前提とした隊員募集となりますでしょうか？	「独立」の意味するところは、「隊員としての任期を終え、起業や就業を札幌市で行うこと」となりますので、必ずしも起業を前提としてはおりません。
3	採用する地域おこし協力隊の雇用形態は「契約社員」を予定しておりますが、問題ございませんでしょうか？	委嘱する地域おこし協力隊員の雇用形態に関する定めはございません。
4	報償費月額266,666円の中に、社会保険料を含めてよろしいでしょうか？	含めません。協力隊員の活動にかかる経費の中から支出することを想定しております。
5	報償費月額266,666円の中に、住宅費・光熱費を含めてよろしいでしょうか？	含めません。協力隊員の活動にかかる経費の中から支出することを想定しております。
6	5が不可だった場合、住宅費・光熱費を事業費から負担してもよろしいでしょうか？	協力隊員の活動にかかる経費の中から支出することを想定しております。
7	5にも係りますが、「住居の確保」が示すものはどこまでの範囲でしょうか？（住居の紹介、住宅費支給が必須、自費負担も可など）	いただいたご質問につきましては、企画提案の内容に直結するものと判断されますので回答は控えさせていただきます。
8	受託者と雇用契約を締結するにあたり、指揮命令系統についての確認です。本事業において、委託者と隊員の間には雇用関係のない「委嘱」とございますが、札幌市として盛り込みたい隊員とのレギュレーションなどはありますか？	委嘱の条件は以下の条件をすべて満たす方です。 (1) 満18歳以上の者であること。 (2) 別に指定する日までに、札幌市に住民票を異動し転入することができること。 (3) 札幌市に転入をする前の住所地が存する市区町村が、国が定める特別交付税措置に係る地域要件確認表の地域要件区分欄に定める区分における3大都市圏内都市地域、3大都市圏内指定都市又は3大都市圏外指定都市であること。 (4) 心身が健康であり、札幌市のまちづくり活動に意欲を有すること。 (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。 (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 (7) 第4条に規定する任期が満了した後においても、札幌市に定住する意思があること。
9	特別交付税措置を見込んだ各種上限金額が提示されておりますが、これは地域おこし協力隊の任期12ヵ月分の金額のように見受けられました。本事業において、仮に雇用契約が6ヶ月程度（9月～次年度3月）の場合も同様の上限金額と判断してもよろしいでしょうか？	仮に6か月の任期となった場合、地域おこし協力隊の報酬320万円及び地域おこし協力隊の活動にかかる経費200万円の合計520万円はその1/2が上限となります。そのほかの経費については、上限金額のとおりとなることを想定しております。
10	審査項目の「選考」のウェイトが3割と非常に大きいと感じたため質問させていただきます。選考の過程に、一般的な書類・面接審査以外にも、応募者や移住希望者などに広く付加価値を提供するような何か取組を想定されていますでしょうか？	選考を適切に行えるかどうかということは、地域へのイメージや活動内容に関するミスマッチの解消をはじめ様々な観点から重要度が高いものと考えております。いただいたご質問につきましては、企画提案の内容に直結するものと判断されますので回答は控えさせていただきます。
11	企画提案書について、サイズ、縦横、枚数などの形式についての決まりはございますでしょうか？	提案説明書の9「申込方法」に記載のとおりです。
12	最終的な事業報告書の印刷部数と、配布先について教えてください。	事業報告書の印刷部数は10部、配布先は札幌市役所内部を想定しております。
13	仮に6か月等の任期となった場合、地域おこし協力隊の報酬及び地域おこし協力隊の活動にかかる経費に関しては、任期期間に応じて上限金額が変動するとご回答いただきました。その場合、提案説明書「4.業務規模」に記載のございます、10,200,000円も変動しますでしょうか？（業務規模金額=特別交付税の金額との認識でよろしいでしょうか？）	お見込みの通りです。
14	総務省の地域おこし協力隊の受入れに関する手引きをみますと、「総務省では、各地方自治体の取組実績を事後的に調査の上、特別交付税の対象経費を算定しており、事前の申請・確認等の特段の行為を要するものではありません」との記載がございます。本事業において、札幌市様として「事後的に調査の上、特別交付税の対象経費を算定」を受けるにあたり実施する、総務省へ提出予定の書類や総務省による調査方法、他、特別交付税の受給に要する作業予定について教えていただけますでしょうか？（隊員の任期が令和8年3月31日、本事業の契約期限も同日となるため、これ以後に該当作業が実施されると想定しておりますが、事業実施期間において、上記に必要な書類や残しておくべき記録などがあれば事前に認識しておきたいという意図です）	総務省による調査につきましては、総務省と札幌市の間での対応となります。札幌市としては、本契約に關しまして、特別交付税の交付対象とならない経費に対して支出を行えないことから、受託者に対しては、対象経費に当てはまる支出であるかを確認するために、領収書等の挙証書類の提出を求める予定です。なお、領収書等を求める時期などについては、契約後に受託者と協議させていただく予定です。